

千葉県文化センター設置管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月8日

千葉市長 熊谷俊人

千葉市条例第16号

千葉県文化センター設置管理条例の一部を改正する条例

千葉県文化センター設置管理条例（平成元年千葉市条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「96,250円」を「98,030円」に、「116,200円」を「118,350円」に、「3,060円」を「3,110円」に、「42,220円」を「43,000円」に、「19,660円」を「20,020円」に、「23,790円」を「24,230円」に、「37,540円」を「38,230円」に、「9,690円」を「9,860円」に、「11,660円」を「11,870円」に、「9,900円」を「10,080円」に、「16,200円」を「16,500円」に、「8,840円」を「9,000円」に、「11,180円」を「11,380円」に、

「

第4会議室 (1室につき)			を
------------------	--	--	---

」

「

第4会議室 (1室につき)			に
第5会議室		12,600円	

」

改める。

附 則

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、別表第

1の改正規定（	第4会議室		
	（1室につき）		

を	第4会議室		に改める部分
	（1室につき）		
	第5会議室		12,600円

を除く。）は、公布の日から施行する。

- 2 この条例による改正後の別表第1の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る利用料金について適用し、同日前の使用に係る利用料金については、なお従前の例による。